

令和 3 年 12 月 27 日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区

衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

類鼻疽に関する周知啓発について

平素より感染症対策についてご尽力を賜り、御礼申し上げます。

類鼻疽は、東南アジアやオーストラリア北部で見られる風土病で、土壌や表層水に生息する類鼻疽菌 (*Burkholderia pseudomallei*) を原因とし、重症敗血症から慢性疾患まで幅広い臨床像を呈し、適切な初期治療が重要とされています（別添1）。

わが国では、平成19年4月から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）において類鼻疽を4類感染症に位置づけ、類鼻疽の患者を診断した医師は、都道府県知事等に対して直ちに届け出ることを義務づけています。

日本では、これまで海外渡航歴のある患者による輸入感染症例として19例が報告されていますが、先般、米国において家庭用淡水水槽を介した類鼻疽症例が報告されました（別添2）。日本においても東南アジアからの観賞魚が多数輸入されており、同様に輸入された淡水熱帯魚等を介して類鼻疽症例が発生するおそれもあることから、その概要等について情報提供するとともに貴職におかれましては広く周知啓発いただきますようお願いいたします。

また、米国疾病予防管理センター（CDC）は、今年3月から7月までの間にアロマスプレーに起因する類鼻疽症例が4例発生（2名が死亡）したと発表しました（別添3）。これまでの調査では、当該アロマスプレーは試験的に製造されたもので米国内でのみ限定的に流通していたとのことですが、本事例はこうした製品が類鼻疽の発生要因になり得ることを示しています。

以上のことから、臨床症状等から類鼻疽が疑われる場合には、海外渡航歴や輸入された熱帯魚等の飼養の有無、複数症例における共通の使用製品の有無等にも留意するなど早期診断につなげていただきますよう関係者への周知をお願いいたします。

なお、本感染症の病原体診断等については、国立感染症研究所において相談を受け付けているので併せてお知らせいたします（※）。

※病原体の検査等に関する問い合わせ先

国立感染症研究所村山庁舎 細菌第二部 担当：堀野敦子、森茂太郎

電話番号：042-561-0771

【別添】

別添1 類鼻疽とは

別添1 (参考資料)

: 「「類鼻疽」って知ってますか?」「水槽を取り扱う際の感染防止のポイント」

別添2 家庭用淡水水槽を介した *Burkholderia pseudomallei* 感染症 (類鼻疽) の報告
-米国(国立感染症研究所 IASR Vol. 42 p288-289: 2021年12月号)

別添3 米国疾病予防管理センター (CDC) 公表資料 (アロマスプレー) 概要

別添4 国内における類鼻疽の患者発生状況

【参考】

1 : 類鼻疽届出基準

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-04-38.html>

2 : 厚生労働省検疫所FORTH : お役立ち情報「類鼻疽」

<https://www.forth.go.jp/useful/infectious/name/name75.html>

3 : 米国疾病予防管理センター (CDC)

CDC Lab Testing Confirms Cause of Melioidosis Outbreak

<https://www.cdc.gov/media/releases/2021/p1026-melioidosis-outbreak.html>

4 . 米国疾病予防管理センター (CDC) (2021 Multistate outbreak of melioidosis)

<https://www.cdc.gov/melioidosis/outbreak/2021/index.html>

5 . Emerging Infectious Diseases (Vol.27, No.12, 2021)

Human Melioidosis Caused by Novel Transmission of *Burkholderia pseudomallei* from Freshwater Home Aquarium, United States

https://wwwnc.cdc.gov/eid/article/27/12/21-1756_article